

群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部留学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。）第24条第2項の規定に基づき、国際コミュニケーション学部の留学（以下「留学」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、留学とは、原則として6ヶ月以上1年以内の海外研修で、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 交換留学 外国の大学、短期大学又はこれに相当すると教授会が認めた教育機関（以下「大学等」という。）との間で締結した交換留学協定に基づき、当該大学等の授業科目の履修を目的とするもの
- (2) 派遣留学 大学等との間で締結した友好協定に基づき、当該大学等の授業科目の履修を目的とするもの
- (3) 認定留学 大学等の授業科目の履修を目的とするもので、前各号に該当しないもの
- (4) 語学研修 外国の語学学校等における語学学修を目的とするもの
- (5) その他教授会が教育上有益であると認めたもの

(在学期間への算入)

第3条 前条の規定による留学等の期間は、在学期間に算入する。

(留学の許可)

第4条 留学の許可は、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。

(提出書類)

第5条 留学を希望する者は、原則として留学等をしようとする3ヶ月前までに以下の書類を学長に提出するものとする。

- (1) 留学願（別記様式第1号）
- (2) 留学先の入学許可書又はこれに相当するもの及び留学先の授業内容等を記した資料
- (3) 研修の内容等に関する説明資料（第2条第1項第6号に該当する場合）
- (4) 事前面接報告書

(修得単位等の取扱い)

第6条 第2条に定める留学を行う教育機関等（以下「留学先機関」という。）において修得した単位等は、留学先機関で修得した単位等の単位数、授業時間及び授業内容に応じて、当該学生の申請に基づき本学の授業科目として認定する。

- 2 単位数は、学則第24条の定めるところにより、国内外の大学等で修得した単位と合わせて60単位までとする。
- 3 国際コミュニケーション学部の学生が留学により修得した単位等の認定に当たっては、当該学生の申請に沿うよう可能な限り配慮するものとする。
- 4 教養教育科目のうち自律学習の単位として認定する場合は、最大2単位を認定できる。
- 5 単位の認定を受けようとする者は、次の書類を帰国後速やかに学長に提出するものとする。
 - (1) 単位等認定申請書（別記様式第2号）
 - (2) 履修科目の授業内容及び授業時間数、学期制、学期の期間、履修科目の単位数等が分かる書類
 - (3) 成績証明書又はこれに相当するもの
 - (4) (3)の邦文訳（英語以外の言語で書かれた場合）
 - (5) その他必要と認められるもの
- 6 留学先機関が単位制を導入していない場合には、授業内容等に応じて適切に取り扱うものとする。
- 7 認定する授業科目の成績の評価は、留学先機関の成績の評価等を参考にして行う。
- 8 認定した単位等の学籍簿への記載は、以下のとおりとする。
 - (1) 当該授業科目は、※をつけ記載する。
 - (2) 「※印の単位は、学則第24条第2項に基づく単位である。」旨を欄外の下に記載する。
- 9 修得した単位等の認定結果は、単位等認定通知書（別記様式第3号）により、本人に通知する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教務委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部留学に関する規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。